

福井女子中学生殺人事件・再審無罪判決にあたって

<声明> いま襟を正さねば、日本の司法は
冤罪製造マシンに成り果てる。

再審法改正をめざす市民の会 2025年7月18日

本日（2025年7月18日）、名古屋高等裁判所金沢支部（増田啓祐裁判長）は、いわゆる「福井女子中学生殺人事件」のやり直し裁判（再審）で、無罪の判決を言い渡しました。

1986年3月、卒業式を終えたばかりの少女が自室で無残に殺されたこの事件で、容疑者として逮捕されて以来、39年もの長きにわたって無実を叫んできた前川彰司さんの冤罪が雪がれ、「殺人犯」の濡れ衣が晴れたのです。

再審公判（本年3月6日）の場で、前川さんは「私は、無罪を求めるものです。長い年月をこの事件のために犠牲にしました」と、毅然として意見陳述しました。

他方、検察は、矛盾と変遷だらけの「目撃供述」以外、何の新主張も証拠も提出できませんでした。

当然すぎるとはいえ、前川さんの無実が明らかになったことを、ともに喜びたいと思います。

しかし、それ以上に忘れてはいけないことがあります。それは、司法が前川さんの無実に気づき、有罪判決の誤りを正す機会は、もっとずっと早くから-----少なくとも20歳そこそこだった前川さんが、還暦を迎えるまで待たなくても-----あつたはずではないか、ということです。

前川さんは、第一審（福井地方裁判所）では無罪でした（1990年9月26日）。しかし、検察が控訴したところ、名古屋高裁金沢支部で逆転有罪判決となり、最高裁がこれを追認したため、懲役7年の実刑という、耐え難い苦痛と屈辱を受けることとなってしまいました。

前川さんは、出獄後も再審請求を続け、第1次再審請求は、2004年から7年間もかかったとはいえ、2011年11月、名古屋高裁金沢支部（伊藤新一郎裁判長）で再審開始決定を勝ち取りました。しかし、またしても検察が立ちばかり、異議申立てを行ったところ、2013年3月、名古屋高裁（志田洋裁判長）が再審開始決定を取り消したため、幻の再審として潰えてしまいました。

今回は、第2次再審請求がようやく実ったものですが、検察の高裁への不服申立てがなければ、前川さんは、2011年の再審開始決定によって、今から14年も前に無罪判決を得ていたはずなのです。

一方、その闘いがあったこそ明らかになった事実もあります。ほかならぬ検察の無罪証拠隠しです。

【血の着いた衣服を着た前川さんを、事件当夜に見かけた】という証言の信用性を決定的に揺るがせる事実を、警察は捜査段階から知っていたにもかかわらず、隠したまま、前川さんを犯人とするシナリオを描いていった事実が判明したのです。

警察や検察が、無実を示す証拠を隠したまま、無実の人を逮捕、起訴したり、場合によっては証拠の捏造さえ行うことは、袴田事件でも暴かれたばかりです。

さらに、捜査機関が作り出すストーリーに安易に取り込まれてきた裁判所の責任も大きなものです。

先月閉会した通常国会で、超党派の議員連盟が「再審法改正案」（刑事訴訟法の一部修正案）を、議員立法として法案提出しました。

再審における証拠の開示、再審開始決定への検察官による不服申立ての禁止などを法に明記しており、無実の人やその家族を冤罪で苦しめ、人生を破滅させる刑事司法に歯止めをかけ、再審という最終の救済手段が機能するための第一歩となるものです。この法案は、秋の臨時国会で、審議されます。私たちは、この成立を是が非でも勝ち取らねばならないと考えています。

万が一にも検察が、本日の無罪判決に対し、上告するようなことがあれば、日本の司法は過去の裁判から何も学ばず、襟を正すことなく冤罪製造マシンと化しつつあると考えるしかありません。